

【要領】

韮崎市立学校・警察パートナーシップ制度要領

（目的）

第1条 この要領は、韮崎市教育委員会（以下「市教委」という。）と山梨県警察本部及び韮崎警察署（以下「警察本部等」という。）が、自らの役割を果たしつつ、相互に理解した上で緊密に連携し、児童生徒の安全な生活と健全育成のための指導・支援及び非行や犯罪被害等の未然防止・早期解決を図ることを目的とする。

（制度）

第2条 この要領に基づく施策の名称は、韮崎市立学校・警察パートナーシップ制度（以下「制度」という。）とする。

（用語の定義）

第3条 この要領において、韮崎市立学校（以下「学校」という。）とは、韮崎市立の小学校及び中学校をいう。

（連携関係機関）

第4条 この要領において、連携を行う関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 市教委（学校を含む。）
- (2) 警察本部及び山梨県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（連携の内容）

第5条 連携機関は、日常的な連携はもとより、個別事案についても緊密に連携し、必要に応じた協議及び各事案に係る具体的な対策を行うものとし、双方の個人情報保護条例の範囲において、第1条の目的を遂行する上で必要となる児童生徒の個人情報（以下「個人情報」という。）に限り、相互に提供できるものとする。

（連携責任者等）

第6条 連携機関には、次のとおり、連携責任者及び連携従事者を定め行うものとする。

- (1) 市教委
 - ア 連携責任者
教育長
 - イ 連携従事者

学校教育担当者、学校の学校長、教頭、生徒指導担当者

(2) 警察

ア 連携責任者

山梨県警察本部（以下「警察本部」という。）にあつては少年・女性安全対策課長、警察署にあつては署長

イ 連携従事者

生活安全課長、少年係長

(連携の対象等)

第7条 連携機関は、第1条の目的を達成するために、次に係る事案について、相互に連携するものとする。

(1) 警察から市教委へ連絡する事案

ア 逮捕事案

イ 逮捕事案以外の事案において、継続的に対応することが必要と認められる次に掲げる事案

(ア) 犯罪少年に係る事案

(イ) 触法少年に係る事案

(ウ) ぐ犯少年に係る事案

(エ) 児童生徒の犯罪被害事案

ウ 声かけ事案や不審者などの事案

エ その他警察が連携の必要を認めた事案

(2) 市教委から警察へ連絡する事案

ア 児童生徒が問題行動等を繰り返している事案

イ 児童生徒の非行による被害の未然防止等のため、市教委が警察との連携を必要と認めた事案

ウ 学校内外における児童生徒の犯罪被害等の未然防止及び安全確保のため、市教委が警察との連携を必要と認めた事案

エ その他市教委が連携の必要を認めた事案

(連携機関の責務)

第8条 連携機関は、第1条の目的達成のため、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 第5条に規定する連携に当たっては、迅速かつ適切に行うこと。

(2) 提供された個人情報のみをもって児童生徒に不利益な処分等を課さないこと。

(3) 児童生徒の対応に当たっては、教育効果と健全な成長に配慮した適正な措置を講

ずること。

(個人情報の提供方法等)

第9条 連携機関が相互に提供する個人情報は、正確を期すること。

- 2 連携機関が個人情報の提供を行う場合は、第6条の連携従事者が、原則書面(別記様式)をもって全ての連携機関に行うものとする。ただし、第1条の目的を達成するために緊急を要する場合においてはこの限りではない。
- 3 個人情報の収集に当たっては、市教委は学校から、警察本部は警察署から、迅速かつ正確に行うことに努め、適切な措置が執られるよう配慮するものとする。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第10条 連携機関は、相手方から提供を受けた個人情報について、この要領の目的以外に使用してはならない。

(守秘義務)

第11条 連携機関は、この要領に基づき提供を受けた個人情報を、提供者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

- 2 収集した個人情報について、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 第9条第2項の書面の保存期間は1年間(作成日の属する年度の翌年度末まで)とし、保存期間を過ぎたものは確実に廃棄しなければならない。

なお、連携機関が相互に認める事案に係るものについては、この限りではない。

(協議)

第12条 本要領に定めのない事項、疑義が生じた事項及びその他必要な事項については、その都度、市教委と警察本部等が協議の上定めるものとする。

- 2 連携機関は、本要領を円滑に実施するため、運用状況を毎年検証するための協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(要領の効力)

第13条 本要領は、平成28年8月3日から施行し、連携機関のいずれかが文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有す。

付 則

この要領は、平成28年8月3日から施行する。